

香芝市告示第8号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、「別紙図面」は省略し、香芝市都市創造部公園道路管理課において20日間の縦覧に供する。

令和6年1月18日

香芝市長 福岡憲宏

公園名	位置	区域	供用開始日
尼寺コモ池公園	香芝市尼寺3丁目384番3	別紙図面	令和6年1月18日
初田公園	香芝市良福寺259番21	別紙図面	令和6年1月18日